

ID: 238

担当部署: 建設水道課

| | | | |
|--|------------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 占用料の徴収 | | |
| 例規名 根拠条項 | 村田町下水道条例 第26条第2項 | | |
| 例規番号 | 昭和63年条例第28号 | | |
| 【基準】 | | | |
| <p>第26条第2項の規定による。 (占用)</p> <p>第26条 公共下水道の敷地又は排水設備に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p>2 町は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。</p> <p>(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件</p> <p>(2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件</p> <p>(3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占用物件</p> <p>(4) 地方公共団体が行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p> <p>3 前項の占用料の額及び徴収については、村田町道路占用料等条例(平成10年村田町条例第8号)を準用する。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月2日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |